

公告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和8年6月10日

収支等命令者

佐賀県総務部資産活用課長

川崎 まり子

1 競争入札に付する事項

- | | |
|-----------|----------------------------|
| (1) 業務の名称 | 県有地売払いに関する新聞折込広告作成及び折込業務委託 |
| (2) 入札条件等 | 業務仕様書のとおり |
| (3) 納入期限 | 業務仕様書のとおり |
| (4) 納入場所 | 業務仕様書のとおり |

2 入札に参加するために必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 県内企業（県内に本店を有する者、県内に支店等を有し県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業員数が50人以上の者、誘致企業又は国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る）をいう。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及びイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、「入札参加申込書」、「営業概要書」、「誓約書」、「印刷用紙等に関する確認書」を令和8年6月17日（水）17時15分までに総務部資産活用課まで持参又は郵送（必着）のこと。

なお、入札参加申込書を提出していない者は、入札に参加できません。

また、「入札参加申込書」等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出のこと。

4 入札書の提出場所等

(1) 日時 令和8年6月22日（月）

受付は9時45分から、入札は10時00分から。

(2) 場 所 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁 新館6階 62号会議室

(3) 入札方法 入札者の直接持参による入札

5 その他

(1) 代理人について

ア 代理人が入札を行う場合は、当該代理人は入札前に委任状を提出し、入札書に記名しなければならない。

イ 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

ウ 入札参加者は、施行令第167条の4第2項のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後3年間経過していない者をこの入札の代理人とすることはできない。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ・ 入札保証金 要（佐賀県財務規則第103条第1項による）
- ・ 契約保証金 要（佐賀県財務規則第115条第1項による）

※ とともに佐賀県財務規則第104条及び第116条の規定に基づく担保を供することによって入札保証金及び契約保証金の納付に代えることができます。

なお、入札保証金の額は契約金額の100分の5以上、契約保証金の額は契約金額の100分の10以上とします。

※ 入札保証金の納付は、入札日当日の入札開始時間前までに納付してください。「預り書」をお渡しいたします。

※ 落札決定者の入札保証金は、そのまま契約保証金へ充当します。

※ 落札者以外については、「預り書」と引き換えに入札後に全額返還します。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 1人で2以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者
- カ アからオに掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

- ア 入札金額が入札書比較価格以下で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。
- イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととする。
- ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- エ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め3回を限度）を行う。
- オ 2回の再入札においても落札者がいない場合は、2回目の再入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行うことができる。

(7) 契約条項を示す場所、業務仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県庁 新館2階 佐賀県総務部資産活用課
電話：0952-25-7197 E-mail：shisankatsuyou@pref.saga.lg.jp

(8) 代金の支払方法

成果品等の検査で合格したのち、適正な請求書を受理してから30日以内